

**静岡県告示第209号の3**

令和2年3月18日、県議会の議決を経た令和2年度静岡県一般会計予算1件、特別会計予算11件及び企業会計予算5件は、次のとおりである。

令和2年3月18日

静岡県知事 川 勝 平 太

第 1 号 議 案

## 令和 2 年度 静岡県 一般会計 予算

令和 2 年度 静岡県 の一般会計 の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,279,200,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第 2 条 地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第214条の規定により、債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表 債務負担行為」による。

(県 債)

第 3 条 法第230条第 1 項の規定により、起こすことができる県債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 3 表 県債」による。

(一時借入金)

第 4 条 法第235条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、150,000,000千円とする。

(歳出予算の流用)

第 5 条 法第220条第 2 項ただし書の規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用
- (2) 第14款諸支出金各項に計上した予算額に過不足を生じた場合におけるこれらの経費の各項の間の流用

## 第1表

歳入歳出予算  
歳入

(単位：千円)

款	項	金額
1 県税		487,000,000
	1 県民税	133,168,000
	2 事業税	133,715,000
	3 地方消費税	106,341,000
	4 不動産取得税	10,708,000
	5 県たばこ税	3,752,000
	6 ゴルフ場利用税	2,333,000
	7 軽油引取税	38,692,000
	8 自動車税	57,008,000
	9 鉱区税	4,000
	10 核燃料税	1,240,000
	11 狩猟税	38,000
	12 旧法による税	1,000
2 地方消費税清算金		172,790,000
	1 地方消費税清算金	172,790,000
3 地方譲与税		66,700,000
	1 特別法人事業譲与税	63,771,000
	2 地方揮発油譲与税	2,264,000
	3 石油ガス譲与税	102,000

	4 自動車重量譲与税	353,000
	5 地方道路譲与税	1,000
	6 森林環境譲与税	180,000
	7 航空機燃料譲与税	29,000
4 地方特例交付金	1 地方特例交付金	2,273,000
5 地方交付税	1 地方交付税	151,500,000
6 交通安全対策特別交付金	1 交通安全対策特別交付金	1,000,000
7 分担金及び負担金	1 負担金	3,887,484
8 使用料及び手数料	1 使用料	16,575,875
	2 手数料	10,666,930
	3 証紙収入	326,425
9 国庫支出金	1 国庫負担金	5,582,520
	2 国庫補助金	138,321,905
	3 委託金	44,777,387
		88,207,426
		5,337,092
10 財産収入		3,165,240

	1 財産運用収入	901,693
	2 財産売却収入	2,263,547
1 1 寄附金	1 寄附金	211,720
1 2 繰入金	1 特別会計繰入金	41,208,438
	2 基金繰入金	540,886
		40,667,552
1 3 繰越金	1 繰越金	3,000,000
		3,000,000
1 4 諸収入		23,048,338
	1 延滞金、加算金及び過料等	686,237
	2 預金利子	400
	3 公営企業貸付金元利収入	1,435
	4 貸付金元利収入	885,516
	5 受託事業収入	709,910
	6 収益事業収入	6,140,000
	7 利子割精算金収入	1,000
	8 雑入	14,623,840
1 5 県債	1 県債	168,518,000
		168,518,000
歳 入 合 計		1,279,200,000

歳 出

款	項	金 額
1 議会費		1,991,080
	1 議会費	1,991,080
2 知事直轄組織費		3,088,361
	1 知事直轄組織費	3,088,361
3 危機管理費		6,466,980
	1 危機管理費	6,466,980
4 経営管理費		33,087,441
	1 経営管理費	16,268,554
	2 徴税費	8,831,999
	3 地域振興費	1,871,788
	4 選挙費	253,882
	5 ICT 推進費	3,306,932
	6 出納費	2,056,405
	7 人事委員会費	231,134
	8 監査委員費	266,747
5 暮らし・環境費		9,525,722
	1 暮らし・環境費	2,777,331
	2 県民生活費	811,201
	3 建築住宅費	2,271,840
	4 環境費	3,665,350

<p>6 スポーツ・文化観光費</p>	<p>1 スポーツ・文化観光費</p> <p>2 スポーツ費</p> <p>3 文化費</p> <p>4 観光交流費</p> <p>5 空港振興費</p>	<p>15,142,724</p> <p>2,851,436</p> <p>3,684,315</p> <p>4,573,347</p> <p>2,003,151</p> <p>2,030,475</p>
<p>7 健康福祉費</p>	<p>1 健康福祉費</p> <p>2 福祉長寿費</p> <p>3 こども未来費</p> <p>4 障害者支援費</p> <p>5 医療費</p> <p>6 健康費</p> <p>7 生活衛生費</p>	<p>245,868,122</p> <p>11,161,352</p> <p>55,097,695</p> <p>47,030,259</p> <p>22,862,151</p> <p>34,509,533</p> <p>74,773,139</p> <p>433,993</p>
<p>8 経済産業費</p>	<p>1 経済産業費</p> <p>2 産業革新費</p> <p>3 就業支援費</p> <p>4 商工業費</p> <p>5 農業費</p> <p>6 農地費</p> <p>7 森林・林業費</p> <p>8 水産・海洋費</p> <p>9 労働委員会費</p>	<p>86,247,631</p> <p>14,457,313</p> <p>6,391,203</p> <p>6,548,552</p> <p>13,603,617</p> <p>12,974,345</p> <p>19,343,823</p> <p>10,267,820</p> <p>2,560,975</p> <p>99,983</p>

<p>9 交通基盤費</p>	<p>1 交通基盤管理費</p> <p>2 建設支援費</p> <p>3 道路費</p> <p>4 河川砂防費</p> <p>5 港湾費</p> <p>6 都市費</p>	<p>124,210,627</p> <p>8,244,498</p> <p>138,204</p> <p>49,011,787</p> <p>43,195,588</p> <p>10,652,506</p> <p>12,968,044</p>
<p>10 警察費</p>	<p>1 警察管理費</p> <p>2 警察活動費</p>	<p>82,496,497</p> <p>79,264,768</p> <p>3,231,729</p>
<p>11 教育費</p>	<p>1 総合教育費</p> <p>2 教育委員会費</p> <p>3 小学校費</p> <p>4 中学校費</p> <p>5 高等学校費</p> <p>6 大学費</p> <p>7 特別支援学校費</p> <p>8 学校教育費</p> <p>9 社会教育費</p> <p>10 私学振興費</p>	<p>249,249,128</p> <p>15,000</p> <p>17,134,424</p> <p>64,205,064</p> <p>39,551,183</p> <p>61,640,620</p> <p>6,795,016</p> <p>26,427,126</p> <p>2,477,930</p> <p>619,576</p> <p>30,383,189</p>
<p>12 災害対策費</p>	<p>1 観光施設災害復旧費</p>	<p>14,884,687</p> <p>41,000</p>

	2 社会福祉施設災害復旧費	200,000
	3 農林水産施設災害復旧費	2,726,000
	4 土木施設災害復旧費	11,248,000
	5 教育施設災害復旧費	430,000
	6 災害対策諸費	239,687
13 公債費		185,547,000
	1 公債費	185,547,000
14 諸支出金		221,094,000
	1 地方消費税清算金	102,846,000
	2 所得割交付金	300,000
	3 利子割交付金	508,000
	4 配当割交付金	2,493,000
	5 株式等譲渡所得割交付金	1,667,000
	6 法人事業税交付金	6,147,000
	7 地方消費税交付金	87,983,000
	8 ゴルフ場利用税交付金	1,650,000
	9 軽油引取税交付金	11,746,000
	10 自動車税環境性能割交付金	2,152,000
	11 利子割精算金	1,000
	12 旧法による自動車取得税交付金	1,000
	13 県税還付金	3,600,000
15 予備費		300,000
	1 予備費	300,000
歳 出 合 計		1,279,200,000

第 2 表

債 務 負 担 行 為

事 項	期 間	限 度 額
1 地方債証券の共同発行によっ て生ずる連帯債務	令和2年度から 令和12年度まで	元金1,176,000,000千円に利子を加えた額
2 地殻変動観測装置更新業務 委託契約	令和2年度から 令和3年度まで	40,400千円 ( 委託予定額 40,400千円 ) ( 令和2年度計上予算額 0千円 )
3 消防学校空調設備更新工事 契約	令和2年度から 令和3年度まで	136,000千円 ( 工事予定額 210,000千円 ) ( 令和2年度計上予算額 74,000千円 )
4 西千代田公舎建築工事契約	令和2年度から 令和3年度まで	368,000千円 ( 工事予定額 368,000千円 ) ( 令和2年度計上予算額 0千円 )
5 静岡県庁別館他自動火災報 知設備更新工事契約	令和2年度から 令和3年度まで	178,000千円 ( 工事予定額 223,000千円 ) ( 令和2年度計上予算額 45,000千円 )
6 熱海総合庁舎外壁改修工事 契約	令和2年度から 令和3年度まで	23,000千円 ( 工事予定額 36,000千円 ) ( 令和2年度計上予算額 13,000千円 )
7 富士総合庁舎外壁改修工事 契約	令和2年度から 令和3年度まで	18,000千円 ( 工事予定額 28,000千円 ) ( 令和2年度計上予算額 10,000千円 )
8 静岡総合庁舎受変電設備更 新工事契約	令和2年度から 令和3年度まで	391,000千円 ( 工事予定額 477,000千円 ) ( 令和2年度計上予算額 86,000千円 )

9 浜松総合庁舎エレベータ改修工事契約	令和2年度から 令和3年度まで	124,000千円  ( 工事予定額 177,000千円 ) 令和2年度計上予算額 53,000千円
10 県税外注印刷業務委託契約	令和2年度から 令和7年度まで	185,000千円  ( 委託予定額 195,000千円 ) 令和2年度計上予算額 10,000千円
11 財務会計システム運用等業務委託契約	令和2年度から 令和7年度まで	437,000千円  ( 委託予定額 460,000千円 ) 令和2年度計上予算額 23,000千円
12 財務会計システム機器等メンテナンスリース契約	令和2年度から 令和7年度まで	322,000千円  ( 賃貸借予定額 345,000千円 ) 令和2年度計上予算額 23,000千円
13 緊急輸送ルート等沿道建築物耐震診断業務委託契約	令和2年度から 令和3年度まで	81,700千円  ( 委託予定額 245,000千円 ) 令和2年度計上予算額 163,300千円
14 防災・減災強化資金(耐震補強TOUKAI-0型)の利子補給	令和2年度から 令和17年度まで	47,451千円
15 静岡県コンベンションアーツセンター自動火災報知設備更新工事契約	令和2年度から 令和3年度まで	285,000千円  ( 工事予定額 407,000千円 ) 令和2年度計上予算額 122,000千円
16 美術館荷物用昇降機更新工事契約	令和2年度から 令和3年度まで	52,000千円  ( 工事予定額 52,000千円 ) 令和2年度計上予算額 0千円
17 静岡社会健康医学大学院大学(仮称)改修工事契約(旧環境衛生科学研究所)	令和2年度から 令和3年度まで	2,565,000千円  ( 工事予定額 2,629,000千円 ) 令和2年度計上予算額 64,000千円
18 中央児童相談所建築工事契約	令和2年度から 令和3年度まで	221,000千円  ( 工事予定額 369,000千円 ) 令和2年度計上予算額 148,000千円

19 陽子線治療費に対する利子補給	令和2年度から 令和7年度まで	750千円
20 新エネ・省エネ設備等導入促進資金（新エネ設備特別型）の利子補給	令和2年度から 令和12年度まで	5,000千円
21 離職者等再就職支援事業委託契約	令和2年度から 令和5年度まで	500,000千円 （委託予定額 646,000千円） （令和2年度計上予算額 146,000千円）
22 技術専門学校障害者再就職支援事業委託契約	令和2年度から 令和3年度まで	15,800千円 （委託予定額 17,400千円） （令和2年度計上予算額 1,600千円）
23 職業能力開発短期大学校機器・備品移設業務委託契約	令和2年度から 令和3年度まで	50,600千円 （委託予定額 50,600千円） （令和2年度計上予算額 0千円）
24 清水技術専門学校解体工事契約	令和2年度から 令和4年度まで	283,000千円 （工事予定額 283,000千円） （令和2年度計上予算額 0千円）
25 静岡県信用保証協会に対する損失補償	令和2年度から 令和18年度まで	610,000千円
26 静岡県中小企業向制度融資に係る利子補給	令和2年度から 令和17年度まで	3,037,000千円
27 産業成長促進資金に係る利子補給	令和2年度から 令和12年度まで	220,000千円
28 農林技術研究所茶業研究センター施設整備事業設計業務委託契約	令和2年度から 令和3年度まで	81,000千円 （委託予定額 118,000千円） （令和2年度計上予算額 37,000千円）
29 農林大学校専門職大学移行事業学生寮建築工事契約	令和2年度から 令和3年度まで	1,702,000千円 （工事予定額 1,757,000千円） （令和2年度計上予算額 55,000千円）

30 地方卸売市場近代化資金の 利子補給	令和2年度から 令和8年度まで	500千円
31 公益社団法人静岡県農業振 興公社が行う農地売買等事業 の資金の損失補償	令和2年度から 令和8年度まで	167,000千円
32 公益社団法人静岡県農業振 興公社が行う農地中間管理事 業の条件整備資金の損失補償	令和2年度から 令和13年度まで	156,000千円
33 農業振興資金の利子補給	令和2年度から 令和23年度まで	276,000千円
34 C S F 緊急対策資金に係る 利子補給	令和2年度から 令和10年度まで	7,390千円
35 農業農村整備事業等工事契 約（県営基幹農業用水利施設 機能保全向上対策事業青木地 区ほか15件）	令和2年度から 令和3年度まで	2,191,000千円 （工事予定額 3,071,000千円） （令和2年度計上予算額 880,000千円）
36 林業近代化資金の利子補給	令和2年度から 令和7年度まで	23千円
37 調査船「駿河丸」代船建造 事業工事契約	令和2年度から 令和3年度まで	949,000千円 （工事予定額 1,898,000千円） （令和2年度計上予算額 949,000千円）
38 水産業振興資金の利子補給	令和2年度から 令和23年度まで	474,000千円
39 県単独道路施設小規模修繕 等業務委託契約	令和2年度から 令和3年度まで	420,000千円 （委託予定額 1,750,000千円） （令和2年度計上予算額 1,330,000千円）

40 道路事業設計業務委託契約 (一般国道473号)	令和2年度から 令和3年度まで	10,000千円 (委託予定額 20,000千円) 令和2年度計上予算額 10,000千円)
41 道路事業橋梁点検業務委託 契約	令和2年度から 令和3年度まで	100,000千円 (委託予定額 200,000千円) 令和2年度計上予算額 100,000千円)
42 道路事業工事契約(一般国 道135号ほか53件)	令和2年度から 令和4年度まで	7,631,000千円 (工事予定額 13,796,000千円) 令和2年度計上予算額 6,165,000千円)
43 道路事業工事委託契約(一 般国道473号ほか1件)	令和2年度から 令和3年度まで	250,000千円 (委託予定額 700,000千円) 令和2年度計上予算額 450,000千円)
44 県単独交通安全施設修繕業 務委託契約	令和2年度から 令和3年度まで	45,000千円 (委託予定額 180,000千円) 令和2年度計上予算額 135,000千円)
45 県単独道路事業工事契約 (主要地方道袋井春野線)	令和2年度から 令和3年度まで	60,000千円 (工事予定額 72,000千円) 令和2年度計上予算額 12,000千円)
46 静岡県道路公社が行う有料 道路建設資金の債務保証	令和2年度から 令和5年度まで	静岡県道路公社が、令和2年度において金融機関 等から有料道路建設資金の融通を受ける場合、県 は、金融機関等に対して債務を保証する。 ただし、債務保証の総額は、84,000千円に利子を 加えた額を限度とする。
47 河川事業工事契約(境川ほ か6件)	令和2年度から 令和4年度まで	1,976,000千円 (工事予定額 3,090,000千円) 令和2年度計上予算額 1,114,000千円)

48 静岡県土地開発公社事業資金による河川事業等国庫補助事業用地譲受契約	令和2年度から 令和6年度まで	静岡県土地開発公社が、令和2年度において借り受ける事業資金1,977,000千円の範囲内で取得する土地を、県は、河川事業等国庫補助事業用地として譲り受けるものとし、投資額に県が定める限度利率以内の利子を加えた額を、令和6年度までに支払う。						
49 静岡県土地開発公社が行う河川事業等国庫補助事業用地の先買い資金の債務保証	令和2年度から 令和6年度まで	静岡県土地開発公社が、令和2年度において金融機関等から、河川事業等国庫補助事業用地の先買い資金の融通を受ける場合、県は、金融機関等に対して債務を保証する。 ただし、債務保証の総額は、1,977,000千円に県が定める限度利率以内の利子を加えた額を限度とする。						
50 海岸事業工事契約（沼津牛臥海岸ほか4件）	令和2年度から 令和6年度まで	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;"></td> <td style="text-align: right;">2,775,000千円</td> </tr> <tr> <td>（工事予定額</td> <td style="text-align: right;">3,500,000千円）</td> </tr> <tr> <td>（令和2年度計上予算額</td> <td style="text-align: right;">725,000千円）</td> </tr> </table>		2,775,000千円	（工事予定額	3,500,000千円）	（令和2年度計上予算額	725,000千円）
	2,775,000千円							
（工事予定額	3,500,000千円）							
（令和2年度計上予算額	725,000千円）							
51 砂防事業工事契約（口坂本ほか1件）	令和2年度から 令和3年度まで	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;"></td> <td style="text-align: right;">260,000千円</td> </tr> <tr> <td>（工事予定額</td> <td style="text-align: right;">520,000千円）</td> </tr> <tr> <td>（令和2年度計上予算額</td> <td style="text-align: right;">260,000千円）</td> </tr> </table>		260,000千円	（工事予定額	520,000千円）	（令和2年度計上予算額	260,000千円）
	260,000千円							
（工事予定額	520,000千円）							
（令和2年度計上予算額	260,000千円）							
52 港湾施設小規模修繕等業務委託契約	令和2年度から 令和3年度まで	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;"></td> <td style="text-align: right;">7,500千円</td> </tr> <tr> <td>（委託予定額</td> <td style="text-align: right;">30,000千円）</td> </tr> <tr> <td>（令和2年度計上予算額</td> <td style="text-align: right;">22,500千円）</td> </tr> </table>		7,500千円	（委託予定額	30,000千円）	（令和2年度計上予算額	22,500千円）
	7,500千円							
（委託予定額	30,000千円）							
（令和2年度計上予算額	22,500千円）							
53 漁港施設小規模修繕等業務委託契約	令和2年度から 令和3年度まで	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;"></td> <td style="text-align: right;">10,000千円</td> </tr> <tr> <td>（委託予定額</td> <td style="text-align: right;">40,000千円）</td> </tr> <tr> <td>（令和2年度計上予算額</td> <td style="text-align: right;">30,000千円）</td> </tr> </table>		10,000千円	（委託予定額	40,000千円）	（令和2年度計上予算額	30,000千円）
	10,000千円							
（委託予定額	40,000千円）							
（令和2年度計上予算額	30,000千円）							
54 街路事業工事契約（西間門新谷線）	令和2年度から 令和3年度まで	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;"></td> <td style="text-align: right;">40,000千円</td> </tr> <tr> <td>（工事予定額</td> <td style="text-align: right;">150,000千円）</td> </tr> <tr> <td>（令和2年度計上予算額</td> <td style="text-align: right;">110,000千円）</td> </tr> </table>		40,000千円	（工事予定額	150,000千円）	（令和2年度計上予算額	110,000千円）
	40,000千円							
（工事予定額	150,000千円）							
（令和2年度計上予算額	110,000千円）							

55 静岡県土地開発公社事業資金による街路事業県単独事業用地譲受契約	令和2年度から 令和6年度まで	静岡県土地開発公社が、令和2年度において借り受ける事業資金119,000千円の範囲内で取得する土地を、県は、街路事業県単独事業用地として譲り受けるものとし、投資額に県が定める限度利率以内の利子を加えた額を、令和6年度までに支払う。
56 静岡県土地開発公社が行う街路事業県単独事業用地の先買い資金の債務保証	令和2年度から 令和6年度まで	静岡県土地開発公社が、令和2年度において金融機関等から、街路事業県単独事業用地の先買い資金の融通を受ける場合、県は、金融機関等に対して債務を保証する。 ただし、債務保証の総額は、119,000千円に県が定める限度利率以内の利子を加えた額を限度とする。
57 愛鷹広域公園電光掲示板更新工事契約	令和2年度から 令和3年度まで	167,000千円 (工事予定額 334,000千円) 令和2年度計上予算額 167,000千円
58 大仁警察署庁舎等建設事業造成工事監理業務委託契約	令和2年度から 令和3年度まで	4,000千円 (委託予定額 4,200千円) 令和2年度計上予算額 200千円
59 交番・駐在所建築工事契約 (三島警察署大社前交番ほか6件)	令和2年度から 令和3年度まで	492,000千円 (工事予定額 492,000千円) 令和2年度計上予算額 0千円
60 警察職員住宅解体工事契約 (北沼上公舎ほか2件)	令和2年度から 令和3年度まで	405,000千円 (工事予定額 507,000千円) 令和2年度計上予算額 102,000千円
61 高等学校校舎建築設計委託契約 (沼津商業高等学校)	令和2年度から 令和3年度まで	337,000千円 (委託予定額 422,000千円) 令和2年度計上予算額 85,000千円
62 高等学校校舎建築設計委託契約 (藤枝東高等学校)	令和2年度から 令和3年度まで	164,000千円 (委託予定額 205,000千円) 令和2年度計上予算額 41,000千円

63 高等学校校舎建築設計委託契約（伊東地区新構想高等学校）	令和2年度から 令和3年度まで	378,000千円 （委託予定額 473,000千円） （令和2年度計上予算額 95,000千円）
64 静岡県立富士山麓山の村管理棟他解体工事監理業務委託契約	令和2年度から 令和3年度まで	3,000千円 （委託予定額 6,000千円） （令和2年度計上予算額 3,000千円）
65 高等学校仮設校舎賃貸借契約（伊東地区新構想高等学校）	令和2年度から 令和5年度まで	15,000千円 （賃貸借予定額 51,000千円） （令和2年度計上予算額 36,000千円）
66 特別支援学校仮設校舎賃貸借契約（袋井特別支援学校）	令和2年度から 令和7年度まで	17,000千円 （賃貸借予定額 20,000千円） （令和2年度計上予算額 3,000千円）
67 高等学校空調設備賃貸借契約	令和2年度から 令和16年度まで	3,080,000千円 （賃貸借予定額 3,080,000千円） （令和2年度計上予算額 0千円）
68 高等学校校舎解体工事契約（焼津水産高等学校）	令和2年度から 令和3年度まで	62,000千円 （工事予定額 62,000千円） （令和2年度計上予算額 0千円）
69 過年災害土木施設復旧事業工事契約	令和2年度から 令和3年度まで	200,000千円 （工事予定額 300,000千円） （令和2年度計上予算額 100,000千円）
70 農林水産業災害対策資金の利子補給	令和2年度から 令和8年度まで	1,292千円

第 3 表

県 債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
地震対策事業費	千円 312,000	普通貸借 又は 証券発行 (他の地方公共団体との共同発行を含む)	10.0% 以 内	政府から借り入れる場合は、その融資条件により、銀行その他から借り入れる場合は、据置期間を含めて30年以内に元利均等又は元金均等若しくは元金不均等の方法をもって年賦又は半年賦若しくは満期一括で償還する。 ただし、県財政の都合により繰上償還し、償還期限を短縮し、又は借換えすることができる。 償還財源は一般歳入又はその他の収入をもって支弁する。
出先機関庁舎等整備費	1,168,000			
地震防災事業費	1,591,000			
環境衛生科学研究所整備費	281,000			
公有林整備費	94,000			
スポーツ施設整備事業費	230,000			
文化学術施設整備事業費	1,132,000			
観光施設整備事業費	812,000			
空港整備事業費	263,000			
社会福社会館整備事業費	58,000			
老人福祉施設整備事業費	1,254,000			
児童福祉施設整備事業費	379,000			
児童相談所整備事業費	147,000			
障害者施設整備事業費	1,683,000			
市町立診療所整備事業費	12,000			
地方独立行政法人静岡県立病院 機 構 事 業 費	7,164,000			
家畜保健衛生所整備費	16,000			
労政会館施設整備費	54,000			
職業能力開発施設整備事業費	2,542,000			
産業経済会館施設整備費	12,000			
農林技術研究所整備事業費	10,000			
農林大学校専門職大学 移 行 事 業 費	1,667,000			
家畜共同育成場 I C T 導 入 整 備 事 業 費	28,000			
土地改良事業費	2,417,000			
耕地災害防止施設費	1,253,000			
自然災害防止事業費	919,000			
林道事業費	854,000			
臨時林道整備事業費	139,000			
治山事業費	1,620,000			
緊急自然災害防止対策事業費	6,222,000			
沿岸漁場整備費	97,000			
指導調査船整備費	941,000			
魚介類種苗生産施設整備費	30,000			

道路事業費	3,489,000			
臨時県道整備事業費	20,298,000			
河川事業費	7,563,000			
臨時河川整備事業費	2,086,000			
緊急浚渫推進事業費	2,000,000			
海岸保全事業費	1,224,000			
砂防事業費	3,374,000			
港湾事業費	2,073,000			
漁港整備費	624,000			
漁港海岸保全費	154,000			
地域鉄道対策事業費	127,000			
都市公園整備費	838,000			
警察施設整備費	2,633,000			
臨時高等学校施設整備費	3,321,000			
特別支援学校施設整備費	3,612,000			
県有施設改善事業費	444,000			
国直轄土地改良事業費	644,000			
国直轄治山事業費	682,000			
国直轄道路事業費	5,573,000			
国直轄河川事業費	1,250,000			
国直轄海岸保全事業費	875,000			
国直轄砂防事業費	1,606,000			
国直轄港湾事業費	1,155,000			
過年災害観光施設復旧費	11,000			
現年災害観光施設復旧費	30,000			
現年災害社会福祉施設復旧費	66,000			
過年災害農林水産施設復旧費	234,000			
現年災害農林水産施設復旧費	413,000			
過年災害土木復旧費	1,817,000			
現年災害土木復旧費	2,089,000			
国直轄災害復旧費	649,000			
現年災害教育施設復旧費	163,000			
臨時財政対策	62,000,000			
計	168,518,000			

## 令和 2 年度 静岡県 公債管理特別会計 予算

令和 2 年度 静岡県 の 公債管理特別会計 の 予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 468,467,000 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

第 1 表

歳 入 歳 出 予 算  
 歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 財産収入		1,826,000
	1 財産運用収入	1,826,000
2 繰入金		276,141,000
	1 一般会計繰入金	184,980,000
	2 基金繰入金	91,161,000
3 県債		190,500,000
	1 県債	190,500,000
歳 入 合 計		468,467,000

歲 出

款	項	金 額
1 公債費		468,467,000
	1 公債費	468,467,000
歲 出 合 計		468,467,000

第 3 号 議 案

## 令和 2 年度 静岡県自動車税等証紙徴収事務特別会計予算

令和 2 年度 静岡県の自動車税等証紙徴収事務特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 3,244,000 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

第 1 表

歳 入 歳 出 予 算  
 歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 証紙収入	1 証紙収入	3,244,000
歳 入 合 計		3,244,000

歳 出

款	項	金 額
1 繰出金		3,244,000
	1 一般会計繰出金	3,244,000
歳 出 合 計		3,244,000

## 令和 2 年度静岡県県営住宅事業特別会計予算

令和 2 年度静岡県の県営住宅事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ13,162,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第 2 条 地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第214条の規定により、債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表 債務負担行為」による。

(県 債)

第 3 条 法第230条第 1 項の規定により、起こすことができる県債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 3 表 県債」による。

## 第1表

歳入歳出予算  
歳入

(単位：千円)

款	項	金額
1 使用料及び手数料		3,912,560
	1 使用料	3,912,560
2 国庫支出金		2,682,266
	1 国庫補助金	2,682,266
3 財産収入		152,114
	1 財産運用収入	11,632
	2 財産売払収入	140,482
4 繰入金		2,925,693
	1 一般会計繰入金	1,090,000
	2 基金繰入金	1,835,693
5 繰越金		1,000
	1 繰越金	1,000
6 諸収入		87,367
	1 雑入	87,367
7 県債		3,401,000
	1 県債	3,401,000
歳入合計		13,162,000

歳 出

款	項	金 額
1 県営住宅事業費		10,246,653
	1 県営住宅管理費	3,541,084
	2 県営住宅整備費	6,500,000
	3 積立金	205,569
2 公債費		2,845,347
	1 公債費	2,845,347
3 予備費		70,000
	1 予備費	70,000
歳 出 合 計		13,162,000

第 2 表

## 債 務 負 担 行 為

事 項	期 間	限 度 額
1 県営住宅佐鳴湖団地PFI事業契約	令和2年度から 令和12年度まで	8,312,000千円 ( PFI事業予定額 8,312,000千円 ) ( 令和2年度計上予算額 0千円 )
2 県営住宅総合再生整備事業設計業務委託契約（押切西団地ほか3件）	令和2年度から 令和3年度まで	112,000千円 ( 委託予定額 155,000千円 ) ( 令和2年度計上予算額 43,000千円 )
3 県営住宅総合再生整備事業アドバイザー業務委託契約（麻機羽高団地）	令和2年度から 令和3年度まで	15,000千円 ( 委託予定額 22,000千円 ) ( 令和2年度計上予算額 7,000千円 )
4 県営住宅総合再生整備事業工事契約（上小嵐団地ほか1件）	令和2年度から 令和3年度まで	309,000千円 ( 工事予定額 423,000千円 ) ( 令和2年度計上予算額 114,000千円 )
5 県営住宅総合再生整備事業工事契約（吉川団地ほか1件）	令和2年度から 令和4年度まで	2,050,000千円 ( 工事予定額 2,050,000千円 ) ( 令和2年度計上予算額 0千円 )

第 3 表

## 県 債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
公営住宅建設費	千円 3,001,000	普通貸借 又は 証券発行	10.0% 以 内	政府から借り入れる場合は、その融資条件により、銀行その他から借り入れる場合は、据置期間を含めて30年以内に元利均等又は元金均等若しくは元金不均等の方法をもって年賦又は半年賦若しくは満期一括で償還する。 ただし、県財政の都合により繰上償還し、償還期限を短縮し、又は借換えすることができる。 償還財源は、事業収入又はその他の収入をもって支弁する。
計	3,001,000			

## 令和 2 年度静岡県母子父子寡婦福祉資金特別会計予算

令和 2 年度静岡県の母子父子寡婦福祉資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ526,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

第 1 表

歳 入 歳 出 予 算  
 歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 繰越金		84,328
	1 繰越金	84,328
2 諸収入		441,672
	1 預金利子	2
	2 貸付金元利収入	434,456
	3 雑入	7,214
歳 入 合 計		526,000

歲 出

款	項	金 額
1 母子父子寡婦福祉資金費		526,000
	1 母子父子寡婦福祉資金貸付 金	521,000
	2 諸費	5,000
歲 出 合 計		526,000

## 令和 2 年度静岡県心身障害者扶養共済事業特別会計予算

令和 2 年度静岡県の心身障害者扶養共済事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ656,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

第 1 表

歳 入 歳 出 予 算  
 歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 国庫支出金		113,276
	1 国庫補助金	113,276
2 繰入金		121,302
	1 一般会計繰入金	121,302
3 繰越金		1
	1 繰越金	1
4 諸収入		421,421
	1 預金利子	1
	2 雑入	421,420
歳 入 合 計		656,000

歳 出

款	項	金 額
1 扶養共済事業費		655,850
	1 扶養年金費	651,796
	2 諸費	4,054
2 予備費		150
	1 予備費	150
歳 出 合 計		656,000

## 令和 2 年度静岡県国民健康保険事業特別会計予算

令和 2 年度静岡県の国民健康保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ325,300,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

## 第1表

# 歳入歳出予算

歳入

(単位：千円)

款	項	金額
1 分担金及び負担金		105,007,747
	1 負担金	105,007,747
2 国庫支出金		83,232,811
	1 国庫負担金	64,161,485
	2 国庫補助金	19,071,326
3 療養給付費等交付金		287,789
	1 療養給付費等交付金	287,789
4 前期高齢者交付金		115,922,695
	1 前期高齢者交付金	115,922,695
5 共同事業交付金		352,047
	1 共同事業交付金	352,047
6 財産収入		226
	1 財産運用収入	226
7 繰入金		20,234,945
	1 他会計繰入金	20,084,945
	2 基金繰入金	150,000

8 繰越金	1 繰越金	193,079 193,079
9 諸収入	1 預金利子 2 雑入	68,661 600 68,061
歳 入 合 計		325,300,000

歳 出

款	項	金 額
1 総務費		5,519
	1 総務管理費	4,829
	2 運営協議会費	690
2 保険給付費等交付金		261,533,163
	1 保険給付費等交付金	261,533,163
3 後期高齢者支援金等		45,959,127
	1 後期高齢者支援金等	45,959,127
4 前期高齢者納付金等		72,386
	1 前期高齢者納付金等	72,386
5 介護納付金		16,719,617
	1 介護納付金	16,719,617
6 病床転換支援金等		300
	1 病床転換支援金等	300
7 共同事業拠出金		352,389
	1 共同事業拠出金	352,389
8 保健事業費		22,500
	1 保健事業費	22,500

9 基金積立金	1 基金積立金	226 226
10 諸支出金	1 償還金及び還付加算金	526,531 526,531
11 予備費	1 予備費	108,242 108,242
歳 出 合 計		325,300,000

第 8 号 議 案

## 令和 2 年度静岡県中小企業高度化資金貸付事業等特別会計予算

令和 2 年度静岡県の中小企業高度化資金貸付事業等特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,657,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(県 債)

第 2 条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第230条第 1 項の規定により、起こすことができる県債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 2 表 県債」による。

## 第 1 表

歳 入 歳 出 予 算  
歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 繰入金		96,817
	1 一般会計繰入金	96,817
2 繰越金		251,212
	1 繰越金	251,212
3 諸収入		903,008
	1 預金利子	1
	2 貸付金元利収入	889,981
	3 雑入	13,026
4 県債		405,963
	1 県債	405,963
歳 入 合 計		1,657,000

歳 出

款	項	金 額
1 中小企業高度化等事業費		871,635
	1 中小企業高度化資金等貸付金	508,985
	2 諸費	52,680
	3 一般会計繰出金	309,970
2 公債費		785,365
	1 公債費	785,365
歳 出 合 計		1,657,000

第 2 表

## 県 債

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
中小企業高度化資金等貸付金	千円 405,963	普通貸借	10.0 % 以 内	独立行政法人中小企業基盤整備機構 の定める融資条件による。
計	405,963			

## 令和 2 年度静岡県林業改善資金特別会計予算

令和 2 年度静岡県の林業改善資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 354,000 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

第 1 表

歳 入 歳 出 予 算  
 歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 繰越金		190,681
	1 繰越金	190,681
2 諸収入		163,319
	1 預金利子	819
	2 貸付金元利収入	112,498
	3 雑入	50,002
歳 入 合 計		354,000

歳 出

款	項	金 額
1 林業改善資金費		208,988
	1 林業改善資金貸付金	40,000
	2 木材産業等高度化推進資金貸付金	100,000
	3 諸費	12,978
	4 木材産業等高度化資金借入金償還金	50,010
	5 一般会計繰出金	6,000
2 予備費		145,012
	1 予備費	145,012
歳 出 合 計		354,000

## 令和2年度静岡県沿岸漁業改善資金特別会計予算

令和2年度静岡県の沿岸漁業改善資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ177,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第 1 表

歳 入 歳 出 予 算  
歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 繰入金		1,086
	1 一般会計繰入金	1,086
2 繰越金		144,269
	1 繰越金	144,269
3 諸収入		31,645
	1 預金利子	180
	2 貸付金元金収入	31,464
	3 雑入	1
歳 入 合 計		177,000

歳 出

款	項	金 額
1 沿岸漁業改善資金費		65,886
	1 沿岸漁業改善資金貸付金	64,800
	2 諸費	1,086
2 予備費		111,114
	1 予備費	111,114
歳 出 合 計		177,000

## 令和2年度静岡県清水港等港湾整備事業特別会計予算

令和2年度静岡県の清水港等港湾整備事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ5,254,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第214条の規定により、債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(県債)

第3条 法第230条第1項の規定により、起こすことができる県債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 県債」による。

## 第1表

歳入歳出予算  
歳入

(単位：千円)

款	項	金額
1 分担金及び負担金		180,000
	1 負担金	180,000
2 使用料及び手数料		3,071,879
	1 使用料	3,071,879
3 国庫支出金		180,000
	1 国庫補助金	180,000
4 財産収入		372,505
	1 財産運用収入	372,505
5 繰入金		119,000
	1 一般会計繰入金	90,000
	2 基金繰入金	29,000
6 諸収入		144,616
	1 貸付金元利収入	24,816
	2 雑入	119,800
7 県債		1,186,000
	1 県債	1,186,000
歳入合計		5,254,000

歲 出

款	項	金 額
1 港灣事業費		2,986,373
	1 港灣管理費	2,084,813
	2 施設整備費	890,000
	3 一般会計繰出金	11,560
2 公債費		2,247,627
	1 公債費	2,247,627
3 予備費		20,000
	1 予備費	20,000
歲 出 合 計		5,254,000

第 2 表

## 債 務 負 担 行 為

事 項	期 間	限 度	額
港湾施設小規模修繕等業務委託契約	令和 2 年度から 令和 3 年度まで	( 委託予定額 令和 2 年度計上予算額	10,000千円 40,000千円) 30,000千円)

第 3 表

県 債

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
清 水 港 施 設 整 備 費	千円 868,000	普通貸借	10.0%	政府から借り入れる場合は、その融資条件により、銀行その他から借り入れる場合は、据置期間を含めて30年以内に元利均等又は元金均等若しくは元金不均等の方法をもって年賦又は半年賦若しくは満期一括で償還する。 ただし、県財政の都合により繰上償還し、償還期限を短縮し、又は借換えすることができる。 償還財源は、事業収入又はその他の収入をもって支弁する。
清 水 港 埠 頭 整 備 費	50,000	又 は	以 内	
田 子 の 浦 港 施 設 整 備 費	117,000	証 券 発 行		
御 前 崎 港 施 設 整 備 費	151,000			
計	1,186,000			

## 令和2年度静岡県物品調達事務等特別会計予算

令和2年度静岡県の物品調達事務等特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2,853,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第 1 表

歳 入 歳 出 予 算  
 歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 諸収入	1 諸収入 2 雑入	2,853,000 2,851,752 1,248
歳 入 合 計		2,853,000

歲 出

款	項	金 額
1 集中管理費		2,853,000
	1 集中管理費	2,853,000
歲 出 合 計		2,853,000

## 令和2年度静岡県工業用水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和2年度静岡県工業用水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

1 総配水量	245,284,213 <sup>m<sup>3</sup></sup>
(ア) 柿田川工業用水道	36,553,081 <sup>m<sup>3</sup></sup>
(イ) 富士川工業用水道	21,799,321 <sup>m<sup>3</sup></sup>
(ウ) 東駿河湾工業用水道	133,299,415 <sup>m<sup>3</sup></sup>
(エ) 静清工業用水道	18,956,988 <sup>m<sup>3</sup></sup>
(オ) 中遠工業用水道	15,536,672 <sup>m<sup>3</sup></sup>
(カ) 西遠工業用水道	13,171,409 <sup>m<sup>3</sup></sup>
(キ) 湖西工業用水道	5,967,327 <sup>m<sup>3</sup></sup>
2 1日平均配水量	672,011 <sup>m<sup>3</sup></sup>
(ア) 柿田川工業用水道	100,145 <sup>m<sup>3</sup></sup>
(イ) 富士川工業用水道	59,724 <sup>m<sup>3</sup></sup>
(ウ) 東駿河湾工業用水道	365,204 <sup>m<sup>3</sup></sup>
(エ) 静清工業用水道	51,937 <sup>m<sup>3</sup></sup>
(オ) 中遠工業用水道	42,566 <sup>m<sup>3</sup></sup>
(カ) 西遠工業用水道	36,086 <sup>m<sup>3</sup></sup>
(キ) 湖西工業用水道	16,349 <sup>m<sup>3</sup></sup>
3 給水工場数	342か所
(ア) 柿田川工業用水道	4か所
(イ) 富士川工業用水道	11か所
(ウ) 東駿河湾工業用水道	95か所

(エ) 静清工業用水道	74か所
(オ) 中遠工業用水道	56か所
(カ) 西遠工業用水道	81か所
(キ) 湖西工業用水道	21か所
4 建設改良事業	3,177,000千円
(ア) 柿田川工業用水道	14,528千円
(イ) 富士川工業用水道	148,373千円
(ウ) 東駿河湾工業用水道	1,094,446千円
(エ) 静清工業用水道	633,344千円
(オ) 中遠工業用水道	484,173千円
(カ) 西遠工業用水道	599,252千円
(キ) 湖西工業用水道	202,884千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

		収 入
第1款	工業用水道事業収益	4,566,298千円
第1項	営業収益	4,397,929千円
第2項	営業外収益	168,369千円
		支 出
第1款	工業用水道事業費用	4,560,007千円
第1項	営業費用	4,416,945千円
第2項	営業外費用	140,062千円
第3項	予備費	3,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2,811,291千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額282,376千円及び過年度分損益勘定留保資金2,528,915千円で補填するものとする。）。

		収 入	
第1款	資 本 的 収 入		2,450,702千円
第1項	企 業 債		2,225,000千円
第2項	国 庫 補 助 金		148,200千円
第3項	負 担 金		77,502千円
		支 出	
第1款	資 本 的 支 出		5,261,993千円
第1項	建 設 改 良 費		3,177,000千円
第2項	固 定 資 産 取 得 費		6,641千円
第3項	投 資		1,000,000千円
第4項	企 業 債 償 還 金		1,078,352千円
(債務負担行為)			
第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。			
事 項	期 間	限 度 額	
1 柿田川工業用水道事業工事契約（堂庭取水場中央処理装置改築工事）	令和2年度から 令和4年度まで		340,000千円 （工事予定額 340,000千円） （令和2年度計上予算額 0千円）
2 東駿河湾工業用水道事業工事契約（静清庵配水管路寺尾橋架替工事に伴う配水管路移設工事ほか1件）	令和2年度から 令和4年度まで		420,000千円 （工事予定額 459,000千円） （令和2年度計上予算額 39,000千円）
3 静清工業用水道事業工事契約（三保線（二）配水管路布設替工事ほか1件）	令和2年度から 令和3年度まで		310,000千円 （工事予定額 630,000千円） （令和2年度計上予算額 320,000千円）
4 中遠工業用水道事業工事契約（磐田福田線配水管布設替工事ほか1件）	令和2年度から 令和3年度まで		87,000千円 （工事予定額 247,000千円） （令和2年度計上予算額 160,000千円）

5 西遠工業用水道事業工事契約（小豆餅支線管路布設替工事ほか1件）	令和2年度から 令和3年度まで	120,000千円  （工事予定額 150,000千円） （令和2年度計上予算額 30,000千円）
6 湖西工業用水道事業工事契約（内山支線配水管路布設工事ほか1件）	令和2年度から 令和3年度まで	375,000千円  （工事予定額 445,000千円） （令和2年度計上予算額 70,000千円）

（企業債）

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
柿田川工業用水道建設費 東駿河湾工業用水道建設費 静清工業用水道建設費 中遠工業用水道建設費 西遠工業用水道建設費 湖西工業用水道建設費	千円 14,000 570,000 573,000 458,000 490,000 120,000	普通貸借 又は 証券発行	10.0% 以内	政府から借り入れる場合は、その融資条件により、銀行その他から借り入れる場合は、据置期間を含めて30年以内に元利均等又は元金均等若しくは元金不均等の方法をもって年賦又は半年賦若しくは満期一括で償還する。  ただし、県財政の都合により繰上償還し、償還期限を短縮し、又は借換えすることができる。  償還財源は、事業収入又はその他の収入をもって支弁する。
計	2,225,000			

（一時借入金）

第7条 一時借入金の限度額は、3,000,000千円と定める。

（予定支出の各項の経費の金額の流用）

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 資本的支出における建設改良費、企業債償還金相互間の流用

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費）

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以

外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 588,496千円

(2) 交際費 100千円

(棚卸資産購入限度額)

第10条 棚卸資産の購入限度額は、26,007千円と定める。

## 令和2年度静岡県水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和2年度静岡県水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

1	総配水量	76,540,500m <sup>3</sup>
	(ア) 駿豆水道	11,059,500m <sup>3</sup>
	(イ) 榛南水道	5,548,000m <sup>3</sup>
	(ウ) 遠州水道	59,933,000m <sup>3</sup>
2	1日平均配水量	209,700m <sup>3</sup>
	(ア) 駿豆水道	30,300m <sup>3</sup>
	(イ) 榛南水道	15,200m <sup>3</sup>
	(ウ) 遠州水道	164,200m <sup>3</sup>
3	給水対象数	10市町
	(ア) 駿豆水道	3市町
	(イ) 榛南水道	2市
	(ウ) 遠州水道	5市町
4	建設改良事業	2,533,000千円
	(ア) 駿豆水道	89,530千円
	(イ) 榛南水道	557,300千円
	(ウ) 遠州水道	1,886,170千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

### 収 入

第1款	水道事業収益	7,091,000千円
-----	--------	-------------

第1項	営業収益	6,569,993千円
第2項	営業外収益	521,007千円
	支出	
第1款	水道事業費用	6,475,072千円
第1項	営業費用	6,020,855千円
第2項	営業外費用	451,217千円
第3項	予備費	3,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額4,303,928千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額216,771千円、建設改良積立金247,028千円、過年度分損益勘定留保資金2,932,594千円及び当年度分損益勘定留保資金907,535千円で補填するものとする。）。

	収入	
第1款	資本的収入	1,187,000千円
第1項	企業債	487,000千円
第2項	補助金	190,000千円
第3項	補償金	10,000千円
第4項	投資有価証券償還金	500,000千円
	支出	
第1款	資本的支出	5,490,928千円
第1項	建設改良費	2,533,000千円
第2項	固定資産取得費	41,478千円
第3項	投資	1,900,000千円
第4項	企業債償還金	1,004,450千円
第5項	補助金返還金	12,000千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
1 駿豆水道用水供給事業工事契約（駿豆水道中央処理装置改築工事ほか1件）	令和2年度から 令和4年度まで	1,006,000千円 （工事予定額 1,034,000千円） （令和2年度計上予算額 28,000千円）
2 遠州広域水道用水供給事業工事契約（都田浄水場2系沈殿池設備改築工事ほか4件）	令和2年度から 令和4年度まで	1,185,000千円 （工事予定額 1,260,000千円） （令和2年度計上予算額 75,000千円）

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
駿豆水道建設費 榛南水道建設費 遠州水道建設費	千円 14,000 210,000 263,000	普通貸借 又 は 証券発行	10.0% 以 内	政府から借り入れる場合は、その融資条件により、銀行その他から借り入れる場合は、据置期間を含めて30年以内に元利均等又は元金均等若しくは元金不均等の方法をもって年賦又は半年賦若しくは満期一括で償還する。 ただし、県財政の都合により繰上償還し、償還期限を短縮し、又は借換えすることができる。 償還財源は、事業収入又はその他の収入をもって支弁する。
計	487,000			

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、2,500,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 資本的支出における建設改良費、企業債償還金相互間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職 員 給 与 費            663,669千円

(2) 交      際            費            100千円

(棚卸資産購入限度額)

第10条 棚卸資産の購入限度額は、16,017千円と定める。

## 令和2年度静岡県地域振興整備事業会計予算

(総則)

第1条 令和2年度静岡県地域振興整備事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

1	開発整備用土地取得	取得面積	137,000㎡
2	開発整備	開発面積	315,005㎡
3	開発土地供給	供給面積	68,771㎡

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入		
第1款	開発整備事業収益	1,191,081千円
第1項	営業収益	1,171,083千円
第2項	営業外収益	998千円
第3項	特別利益	19,000千円
支 出		
第1款	開発整備事業費用	1,164,058千円
第1項	営業費用	1,053,396千円
第2項	営業外費用	107,662千円
第3項	予備費	3,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2,668,023千円は、過年度分損益勘定留保資金2,668,023千円で補填するものとする。）。

収 入		
第1款	資本的収入	2,652,919千円

第1項	負 担 金	33,417千円
第2項	浜松坪井地区事業収入	8,000千円
第3項	藤枝高田地区事業収入	550,000千円
第4項	富士大淵地区事業収入	415,500千円
第5項	袋井土橋地区事業収入	1,146,002千円
第6項	新規用地事業収入	500,000千円

支 出

第1款	資 本 的 支 出	5,320,942千円
第1項	建 設 改 良 費	2,820,402千円
第2項	固 定 資 産 取 得 費	540千円
第3項	投 資	2,500,000千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
富士大淵工業団地工事契約 (基盤造成工事)	令和2年度から 令和4年度まで	670,000千円 (工事予定額 870,000千円) (令和2年度計上予算額 200,000千円)

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、7,000,000千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第7条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職 員 給 与 費 159,405千円

(2) 交 際 費 100千円

(重要な資産の取得及び処分)

第8条 重要な資産の取得及び処分は、次のとおりとする。

	種 類	名 称	数 量
1	取得する資産	土 地 開 発 整 備 用 土 地	137,000㎡

## 令和2年度静岡県立静岡がんセンター事業会計予算

(総則)

第1条 令和2年度静岡県立静岡がんセンター事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

1 事業計画	(1) 病床数	615床
	一般病床	615床
	(2) 患者数	
	年間延患者数	503,833人
	外来患者	301,806人
	入院患者	202,027人
	1日平均患者数	1,795人
	外来患者	1,242人
	入院患者	553人
2 建設計画	(1) 建設改良工事	402,044千円
	(2) 器械器具及び備品購入	1,086,698千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

		収 入
第1款	病院事業収益	37,574,983千円
第1項	医業収益	30,200,521千円
第2項	医業外収益	7,369,462千円
第3項	特別利益	5,000千円
第2款	研究所事業収益	735,174千円
第1項	研究所収益	735,174千円

支 出

第1款	病 院 事 業 費 用	37,556,797千円
第1項	医 業 費 用	36,198,867千円
第2項	医 業 外 費 用	1,352,930千円
第3項	特 別 損 失	5,000千円
第2款	研 究 所 事 業 費 用	937,807千円
第1項	研 究 所 費 用	937,807千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額3,966,740千円は、過年度分損益勘定留保資金3,966,740千円で補填するものとする。）。

収 入

第1款	病 院 資 本 的 収 入	1,096,029千円
第1項	企 業 債	1,042,000千円
第2項	基 金 繰 入 金	1,000千円
第3項	受 託 金	53,029千円
第2款	研 究 所 資 本 的 収 入	483,627千円
第1項	企 業 債	256,000千円
第2項	他 会 計 負 担 金	916千円
第3項	受 託 金	33,000千円
第4項	出 資 金	193,711千円

支 出

第1款	病 院 資 本 的 支 出	5,062,768千円
第1項	建 設 改 良 費	1,198,826千円
第2項	企 業 債 償 還 金	3,796,868千円
第3項	長 期 貸 付 金	64,800千円
第4項	敷 金 ・ 保 証 金	2,274千円
第2款	研 究 所 資 本 的 支 出	483,628千円
第1項	建 設 改 良 費	289,916千円

第2項 企業債償還金 193,712千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
静岡がんセンター陽子線治療装置中期更新事業工事契約	令和2年度から 令和4年度まで	442,000千円 ( 工事予定額 489,000千円 ) ( 令和2年度計上予算額 47,000千円 )

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
静岡がんセンター医療機器整備費 静岡がんセンター整備費 静岡がんセンター研究所整備費	千円 822,000 220,000 256,000	普通貸借 又 は 証券発行	10.0% 以 内	政府から借り入れる場合は、その融資条件により、銀行その他から借り入れる場合は、据置期間を含めて30年以内に元利均等又は元金均等若しくは元金不均等の方法をもって年賦又は半年賦で償還する。 ただし、県財政の都合により繰上償還し、償還期限を短縮し、又は借換えすることができる。 償還財源は、事業収入又はその他の収入をもって支弁する。
計	1,298,000			

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、1,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 収益的支出における医業費用、医業外費用相互間の流用

(2) 資本的支出における建設改良費、企業債償還金相互間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 13,365,633千円

(他会計からの補助金)

第10条 収益的支出のため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、338,039千円である。

(棚卸資産購入限度額)

第11条 棚卸資産の購入限度額は、15,791,441千円と定める。

(重要な資産の取得)

第12条 重要な資産の取得は次のとおりとする。

	種類	名称	数量
取得する資産	器械備品	ポジトロン断層-C T撮影装置	1
	器械備品	C T装置	1

## 令和2年度静岡県流域下水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和2年度静岡県流域下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

1	年間総処理水量	30,702,000m <sup>3</sup>
	(ア) 狩野川東部流域下水道	11,327,000m <sup>3</sup>
	(イ) 狩野川西部流域下水道	19,375,000m <sup>3</sup>
2	1日平均処理水量	84,115m <sup>3</sup>
	(ア) 狩野川東部流域下水道	31,033m <sup>3</sup>
	(イ) 狩野川西部流域下水道	53,082m <sup>3</sup>
3	流域関連市町数	8市町
	(ア) 狩野川東部流域下水道	3市町
	(イ) 狩野川西部流域下水道	5市町
4	建設改良事業	1,578,000千円
	(ア) 狩野川東部流域下水道	617,700千円
	(イ) 狩野川西部流域下水道	960,300千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入		
第1款	流域下水道事業収益	5,398,900千円
第1項	営業収益	2,866,049千円
第2項	営業外収益	2,532,851千円
支 出		
第1款	流域下水道事業費用	4,841,000千円

第1項	営業費用	4,590,918千円
第2項	営業外費用	247,082千円
第3項	予備費	3,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額904,549千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額10,401千円、当年度分損益勘定留保資金492,837千円、当年度利益剰余金処分量401,311千円で補填するものとする。）。

収 入

第1款	資本的収入	2,055,451千円
第1項	企業債	303,000千円
第2項	借入金	27,750千円
第3項	出資金	89,451千円
第4項	国庫補助金	966,500千円
第5項	負担金	474,750千円
第6項	雑収入	194,000千円

支 出

第1款	資本的支出	2,960,000千円
第1項	建設改良費	1,578,000千円
第2項	固定資産取得費	34,081千円
第3項	企業債償還金	1,346,484千円
第4項	借入金償還金	1,435千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
1 流域下水道事業下水汚泥処理業務委託契約（狩野川東部流域下水道ほか1件）	令和2年度から 令和3年度まで	510,000千円 ( 委託予定額 510,000千円 ) ( 令和2年度計上予算額 0千円 )

2 流域下水道事業道路管理業務委託契約（狩野川東部流域下水道ほか1件）	令和2年度から 令和3年度まで	4,000千円  （委託予定額 14,000千円） 令和2年度計上予算額 10,000千円）
3 流域下水道事業工事契約（狩野川東部流域下水道ほか1件）	令和2年度から 令和3年度まで	1,458,000千円  （工事予定額 2,285,000千円） 令和2年度計上予算額 827,000千円）

（企業債）

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
狩野川東部流域下水道建設費 狩野川西部流域下水道建設費	千円 115,000 188,000	普通貸借 又は 証券発行	10.0% 以 内	政府から借り入れる場合は、その融資条件により、銀行その他から借り入れる場合は、据置期間を含めて30年以内に元利均等又は元金均等若しくは元金不均等の方法をもって年賦又は半年賦若しくは満期一括で償還する。 ただし、県財政の都合により繰上償還し、償還期限を短縮し、又は借換えすることができる。 償還財源は、事業収入又はその他の収入をもって支弁する。
計	303,000			

（一時借入金）

第7条 一時借入金の限度額は、2,000,000千円と定める。

（予定支出の各項の経費の金額の流用）

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 収益的支出における営業費用、営業外費用相互間の流用
- (2) 資本的支出における建設改良費、企業債償還金相互間の流用

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費）

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 178,380千円

(他会計からの補助金)

第10条 収益的支出のため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、27,732千円である。

(利益剰余金の処分)

第11条 当年度利益剰余金401,311千円は、次のとおり処分するものと定める。

(1) 減債積立金 401,311千円